

第3次和泉市子どもの読書活動推進計画

～本が大好き・和泉っ子～



平成31年3月

和泉市教育委員会

※本計画では、平成31年5月以降の元号についても、便宜上「平成」としています。

は じ め に

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

しかし、インターネットやスマートフォンの普及により、子どもの生活習慣や物事への関心が多様化してきており、本に触れる機会や本を読む時間が減少しています。「活字離れ」や「読書離れ」と言われる傾向が顕著となっていますが、情報が氾濫する中から、子どもたちは正しい情報を見分ける力が必要になります。そのためには、文章を読み解く力が必要となり、読み解く力につけるためには、「読書」は欠くことはできません。また、読書は強制するものではなく、「読書は楽しい」と思えることが大切であり、その結果、子どもが自主的に読書活動を行うことができる、そんな読書環境が必要不可欠です。

和泉市では、平成17年3月に「和泉市子どもの読書活動推進計画」を、また平成25年3月に「第2次和泉市子どもの読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動の推進に取り組んでまいりました。

このたび、これまでの計画の検証を行い、その成果や課題を踏まえた「第3次和泉市子どもの読書活動推進計画」を策定し、計画的に施策を実行していくことといたしました。

本計画に基づき、家庭・地域・学校・図書館等における取組の充実を図り、すべての子どもが読書に親しめる環境づくりの整備、また、子どもの健やかな成長に資することができるよう、努めてまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご協力いただきました市民の皆様、その他関係者の方々に厚くお礼申し上げます。

平成31年3月

和泉市教育委員会教育長 小川 秀幸

目 次

第1章 第3次計画の策定にあたって	1
1－1 策定の経緯	1
1－2 子どもの読書活動の重要性	1
1－3 国の基本的方針	2
1－4 府の基本的方針	2
第2章 第2次計画期間中の子どもの読書活動の状況	3
2－1 子どもが読書に親しむ環境づくり	3
2－2 連携の強化	10
2－3 啓発活動の強化	11
2－4 重点目標「地域に根付いた読書活動推進」のために	11
2－5 数値目標結果	12
2－6 第2次計画の成果と課題	13
第3章 第3次計画の基本的な考え方	14
3－1 計画の基本理念	14
3－2 計画の目標	14
3－3 計画の位置づけ	14
3－4 計画の対象	15
3－5 計画の期間	15
3－6 計画の進行管理	15
第4章 子どもの読書活動推進のための取組	16
4－1 家庭における読書活動の推進	16
4－2 地域における読書活動の推進	16
4－3 保育園・幼稚園等における読書活動の推進	17
4－4 学校における読書活動の推進	17
4－5 市立図書館における読書活動の推進	18
4－6 子どもの読書活動を推進するための関係機関・団体との連携・協力	18
4－7 子どもの読書活動に関する普及・啓発	19
4－8 数値目標	19
資料	21
1 和泉市子どもの読書活動推進計画策定委員会規則	21
2 和泉市子どもの読書活動推進計画策定委員会名簿	23
3 和泉市子どもの読書活動推進計画策定委員会開催日及び内容	24

※本計画中の「市立図書館」とは、和泉図書館、シティプラザ図書館、北部リージョンセンター図書室、南部リージョンセンター図書室及び人権文化センター図書室（にじのとしょかん）のことと言います。

第1章 第3次計画の策定にあたって

1－1 策定の経緯

平成13年に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づいて、国において平成14年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が、また大阪府において平成15年に「大阪府子ども読書活動推進計画」が策定されました。

それらを受けて、和泉市では、和泉市子どもの読書活動推進懇話会から平成16年1月に「和泉市子どもの読書活動の推進に関する提言」を教育長に提出し、また平成17年3月に「和泉市子どもの読書活動推進計画」(以下、「第1次計画」という。)を策定いたしました。その同年に「和泉市子どもの読書活動推進協議会」を発足、さらには、平成25年3月に「第2次和泉市子どもの読書活動推進計画」(以下、「第2次計画」という。)を策定し、協議会において進行管理を行なながら計画に基づき施策を推進してきたところです。

第2次計画策定から5年が経過し、この間、子どもの読書環境は大きく変化したことから、さらなる子どもの読書活動の推進を図るために、これまでの計画の取組内容を精査した上で、その成果や課題を検証し、新たに「第3次和泉市子どもの読書活動推進計画」(以下、「第3次計画」という。)の策定に取り組むことにしました。

1－2 子どもの読書活動の重要性

子どもの読書活動は、考える力、想像する力、表現する力を身に付けることができ、また多くの知識を得ながら自分の思考と照らし合わせることで、豊かな感性を育てていきます。

特に、乳幼児期の子どもにとっての絵本の読み聞かせは、保護者の優しい語りかけによって、無意識のうちに言葉を知り、理解し、表現力を身につけることができ、絵本の世界に入り込み、絵本の世界と一緒に楽しめる貴重なひとときです。

また、基礎学力を養う観点からも、豊富な語彙力を身につけることは不可欠です。基礎学力を養うための訓練は、主に文章を読むことで行われるからです。そこで、子どもが新しい語彙を獲得するうえで大きな役割を果たしていると思われるが、自発的な読書の習慣です。

子どものより豊かな成長のためには、家庭・地域・学校・図書館等が相互に連携を図りながら、子どもの読書意欲を高め、すべての子どもが自主的に読書活動を行うことができる読書環境の整備をしていかなければなりません。

このため、社会全体で子どもの読書活動を推進していく必要があります。

1－3 国の基本の方針

国においては、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、これに基づき、平成14年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第1次）を策定し、その後、平成17年には「文字・活字文化振興法」が成立、平成20年には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第2次）、平成25年には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第3次）、そして平成30年4月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第4次）を策定しました。

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第2次）中においては、平成20年に「図書館法」の改正、平成24年に「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の改正等、子どもの読書活動に関連する法制上の整備が行われるとともに、国会決議によって平成22年を「国民読書年」とすることが定めされました。

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第3次）中においては、平成26年に「学校図書館法」が改正され、司書教諭とは別に専ら学校図書館の職務に従事する職員として学校司書の法制化がなされるとともに、学校司書への研修等の実施について規定されました。

平成28年には、文部科学省において学校図書館の整備充実を図るため、「学校図書館ガイドライン」が示されたほか、平成29年度からの第5次学校図書館図書整備等5か年計画では、学校司書の配置促進に向けた地方財政措置が正式に位置づけられる等、学校図書館の充実と、その活用を促しています。

また、平成29年と平成30年の学習指導要領の改訂でも、言語活動の充実が重要事項とされ、総則において学校図書館の利活用や読書活動の充実を規定しています。

1－4 府の基本の方針

大阪府においては、平成15年に「大阪府子ども読書活動推進計画」（第1次）を策定し、その後、平成23年に「大阪府子ども読書活動推進計画」（第2次）、平成28年に「大阪府子ども読書活動推進計画」（第3次）を策定しました。

「大阪府子ども読書活動推進計画」（第2次）中においては、「大阪府子ども読書活動推進計画」（第1次）中に進めてきた乳幼児の保護者への啓発や、学校と公立図書館や読書活動ボランティアとの連携を一層強化し、「読んでみたいと思う本が子どもの周りにある」「本を紹介する人が子どもの周りにいる」ことを柱とした読書環境づくりに取り組みました。

「大阪府子ども読書活動推進計画」（第3次）中においては、全ての子どもが読書の楽しさと大切さを知り、自主的に読書活動を行うことができる環境整備に向け、乳幼児や児童への読み聞かせの機会の拡大、中高生が読みたいと思う魅力的な本と出会う機会の拡大、子どもの読書活動に関わる人材の確保やスキル向上及びネットワークづくりなどの取組を大阪全体で進めていこうと計画しています。

第2章 第2次計画期間中の子どもの読書活動の状況

第2次計画において、計画の目標として「子どもが読書に親しむ環境づくり」「連携の強化」「啓発活動の強化」の3項目と重点目標「地域に根付いた読書活動」、さらに数値目標を加え、子どもを取り巻く家庭・地域・学校・図書館等においてさまざまな取組を行いました。

2-1 子どもが読書に親しむ環境づくり

(1) 本との出会いの場づくり

ア. 未就園の乳幼児について（健康づくり推進室・こども未来室・生涯学習課・市立図書館）

健康づくり推進室では4か月児健康診査時に、ブックスタート事業として赤ちゃんとのスキンシップに絵本を活用してもらおうと絵本の無料配付を行い、平成14年度からこれまで15年間で市内で生まれた約26,000人の赤ちゃんに絵本を手渡してきました。健診を受診できなかった赤ちゃんには、保健師による家庭訪問時に手渡すなど、配付率99.0%（平成29年度）となっており、多数の家庭で絵本に触れる機会を提供してきました。

また、フォローアップとして、1歳6か月児及び3歳6か月児健康診査時において、読み聞かせを行い、絵本の楽しさを親子で体験し、家庭における読書の大切さを伝えてきました。

こども未来室では、育児教室や園庭開放、エンゼルハウス等の親子教室時に、読み聞かせや絵本の貸出を行い、生涯学習課では、出前講座として「読み聞かせ講座」等を実施し、親子が絵本に触れる機会をつくり、保護者にも「絵本を読んでみよう」という気持ちが芽生えるなど、着実に読み聞かせの輪を広げています。

イ. 保育園・幼稚園に通う子どもについて（こども未来室）

各園では500冊以上の絵本を揃え、日々の保育の中で、保育士・幼稚園教諭等はもちろん、保護者やボランティアによる読み聞かせを行い、日常的に絵本に触れる機会ができたことで、子どもたちは大変絵本に興味を示し、長い時間でも集中して絵本を見る能够になりました。

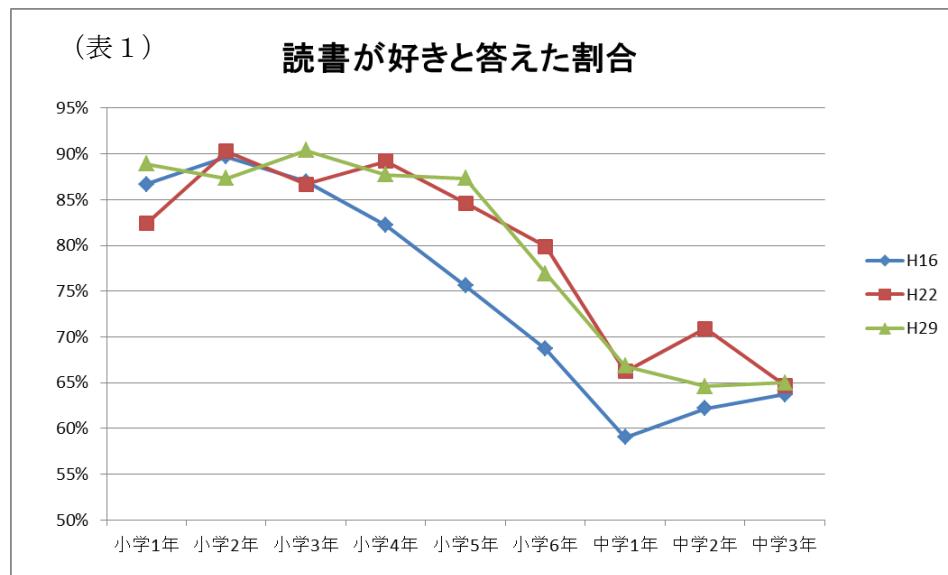
また、保護者が半日保育などで自分の子ども以外にも読み聞かせをすることにより、保護者の絵本への関心が高まり、楽しんで絵本を選ぶ姿が見られるようになりました。

さらに、職場体験で地域の中学生が読み聞かせをしてくれることで、絵本に興味を持ったり、保育実習生と園児が絵本を通して親しむことができるよう読み聞かせの機会を提供するなど、園では絵本に触れる機会を増やせるよう努力しています。しかし、自宅での読み聞かせとなると、仕事をしている家庭では、読み聞かせは優先順位が低くなりがちです。

ウ. 小中学校に通う子どもについて (指導室・市立図書館)

以下に示す表は、市内の中・小学生を対象に行った子どもの読書に関するアンケートの結果です。

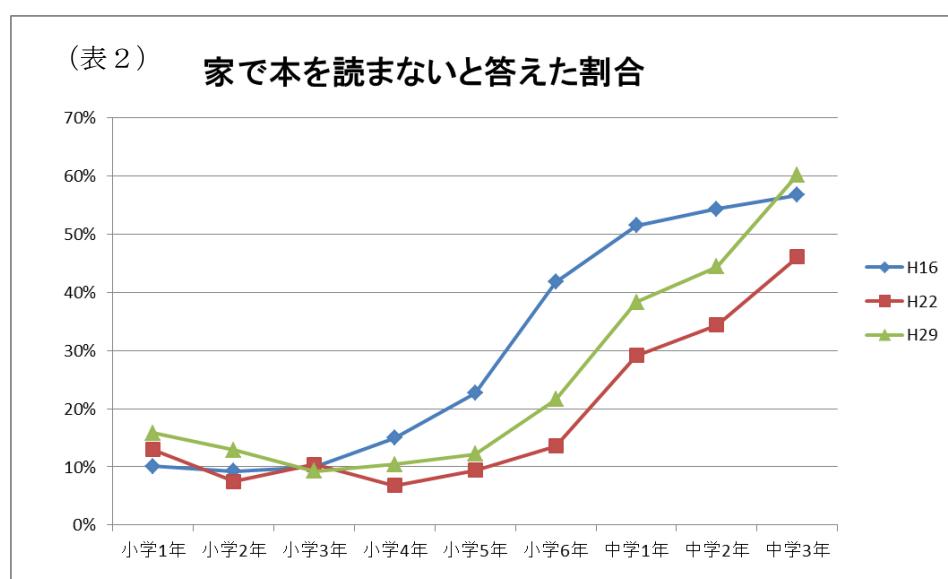
第1次計画策定前の平成16年度、第2次計画策定前の平成22年度、また第3次計画策定前の平成29年度にそれぞれアンケートを実施しました。



(表1) では、本計画の目的であります「本が大好き 和泉っ子」を増やすための指標である「読書が好きと答えた割合」を示しています。

平成29年度では、平成16年度との比較では増加していますが、平成22年度と比較すると大きな

変化がみられません。学年別にみると、小学1年生から小学4年生までは、80%以上の子どもが読書を好きと感じていますが、以後学年が上がるにつれ読書が好きな割合は下がっています。読書が好きな割合が低い年代に対して、本を読むことを「好き」と思ってもらうような施策の展開を講じていかなければなりません。

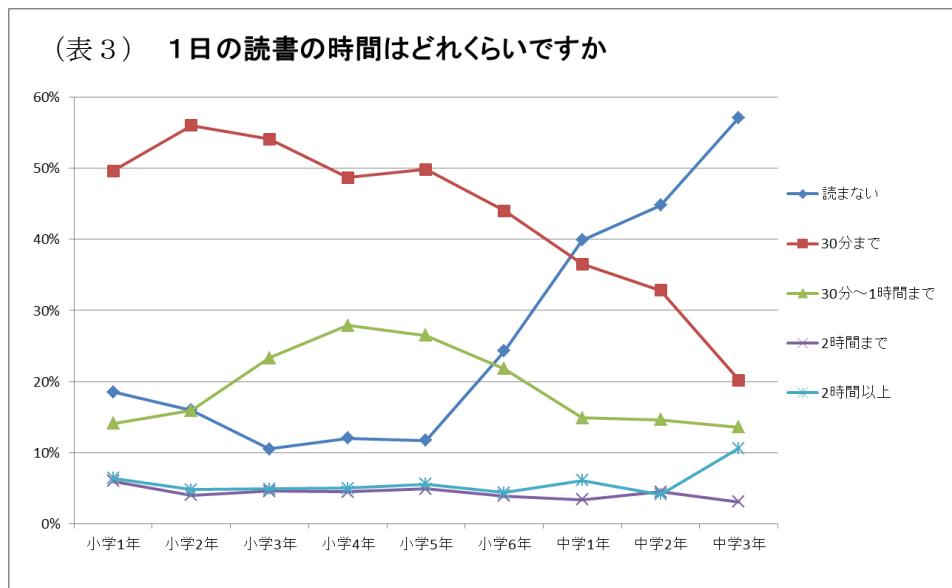


(表2) は、「家で本を読まないと答えた割合」を示しています。

家で本を読まない子どもは、平成22年度では、平成16年度と比較して減ったものの、平成29年度では再度増加しています。また、家で本を読まない子ど

もの割合は、小学6年生から急激に増加しています。

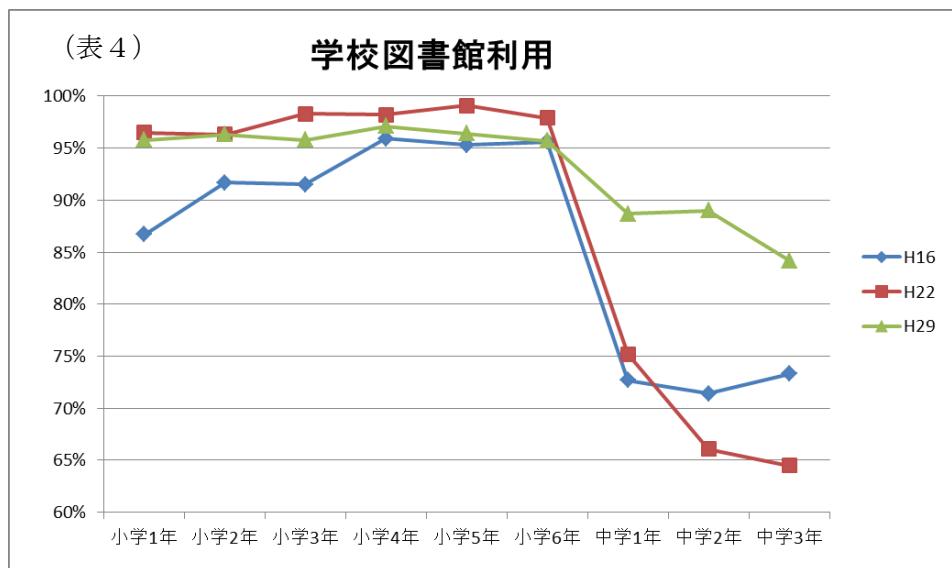
これらの原因としては、主に小学校高学年からは学業や習い事等が忙しくなったり、インターネットやスマートフォンの普及により生活習慣が変わることで、読書をする時間がなくなってきていることが考えられます。



(表3)は、「1日の読書の時間はどれくらいですか」のアンケート結果です。不読者（1週間で一度も本を読まない子ども）の割合は、学年が上がるにつれ増加していますが、長時間読書をする子どもはどの学年においても一定の数値という結果になりました。

た。

不読者を減らすことは難しいかもしれません、これ以上に増やさない取組をすることが重要です。それには子どもたちが、幼い頃からの読書習慣を身につけることが大切であるといえます。



(表4)「学校図書館利用」について、平成29年度では、中学生の利用が全学年80%以上になっています。

市内では、「朝読」を全校園が取り組むなど、子どもが本に触れる機会づくりに努めてきました。そのことをきっかけと

して、学校図書館に行き、読みたい本を借りる子どもが増えているといえます。

その結果、学校図書館での一人当たりの貸出冊数は伸びています。

また、学校図書館図書標準は、児童・生徒数の多い学校では学校図書館の広さや書架等が不足していることから達成していない学校が数校ありますが、学校図書館の蔵書は、年々増加しており、市全体の平均では図書標準は達成しています。

工. 高校生世代について (高等学校・市立図書館)

和泉図書館は駅前に移転後、10代の子どもが興味を示す資料等を収集したティーンズコーナーを設け蔵書を増やすなど積極的に取り組んできました。中高生一人当たりのティーンズ資料蔵書数も増え、充実を図ってきたところです。

また、ティーンズコーナーのPOPや展示などで、中高生が本を手に取りやすいよう工夫し、その世代の関心の高い情報を提供するよう努めていますが、高校生世代の市立図書館利用については年々減少傾向にあります。

才. 図書館の利用が困難な子どもについて (こども未来室・指導室・市立図書館)

第2次計画により、市立図書館と支援学校との交流が実施でき、支援学校の児童・生徒が図書館員による読み聞かせなどを体験し、より身近に利用されるようになりました。

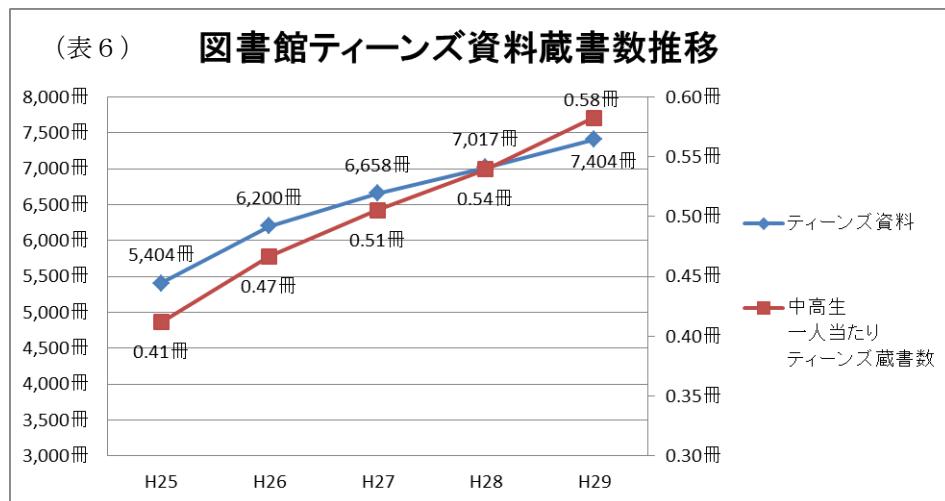
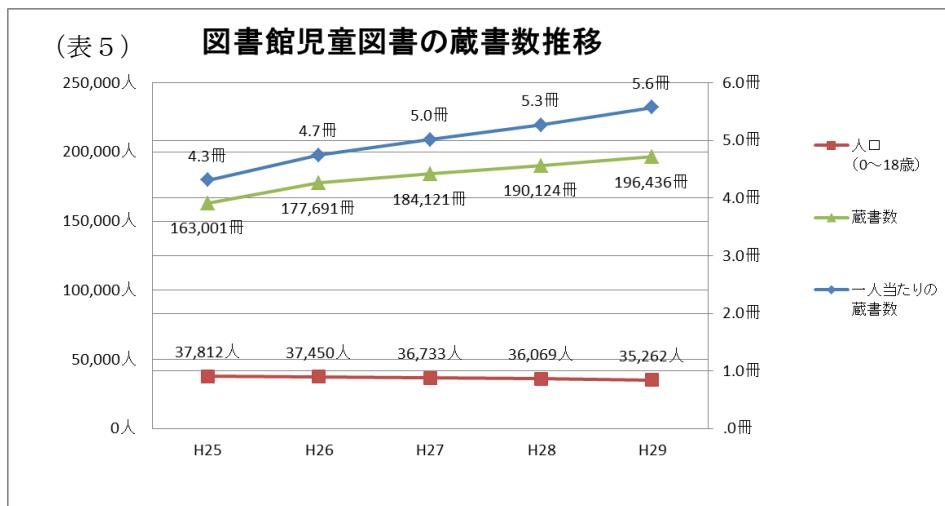
また、市立図書館ではボランティアにより、さわる絵本や点字図書、録音図書が製作されています。

さらには、外国語の絵本等が寄贈され、図書館の利用が困難な子どもに対する資料の充実を図ってきました。しかし、まだ子どもの利用は少なく、また、図書館の利用が困難な子どもに対する方策までには至っていません。

力. 市立図書館で

市立図書館では、第2次計画策定後、平成27年7月に北部リージョンセンター図書室が開室し、市内4圏域全てに図書館を設置することができました。また、児童図書の充実も図り子ども一人当たりの蔵書数も増やすことができました。

(表5) (表6) は、第2次計画策定後5年間の市立図書館の蔵書数推移を表したもので
す。蔵書数は、年々増加しており、中でも児童図書の充実を図りました。



以下は、市立図書館で行っている行事の風景写真です。



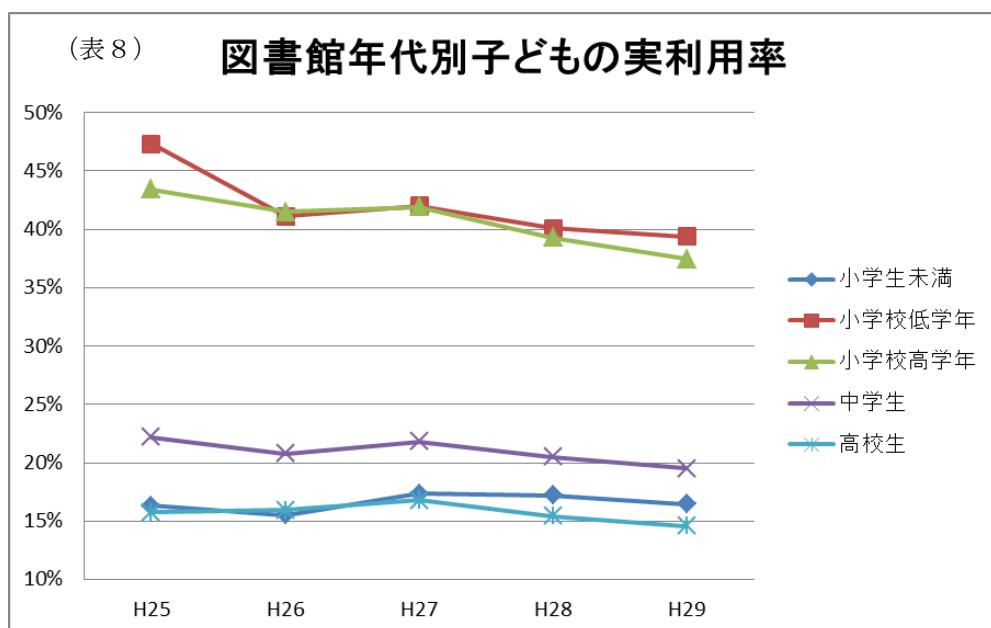
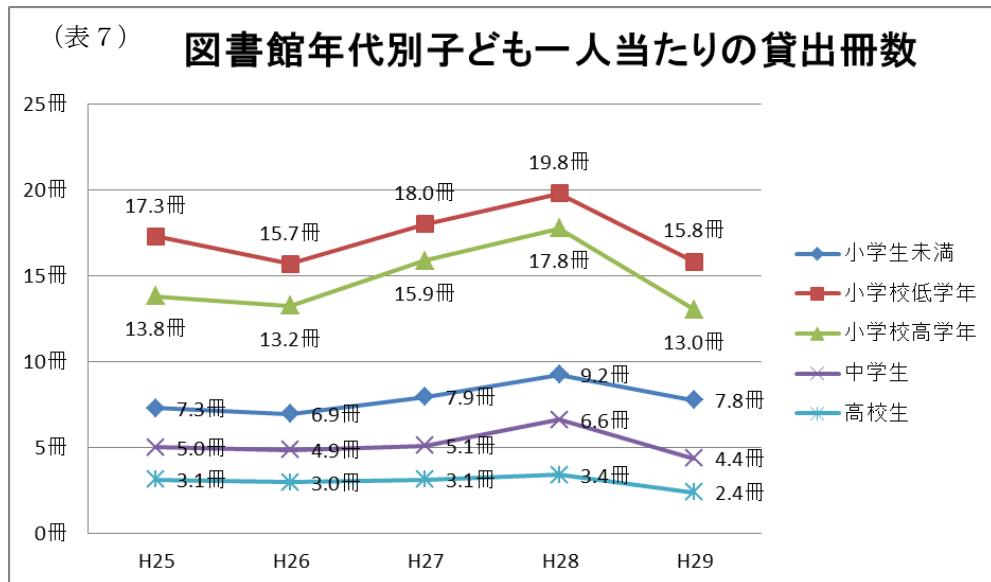
「こどもまつり」(ボランティアグループ：おはなしバスケット)



「せつぶん工作」(季節の工作教室：和泉図書館主催)

市立図書館では、ボランティア団体の協力のもと、子どもが興味を示すように多様な行事に取り組み、参加者も増加することができましたが、行事への参加者が図書の貸出しに繋がらず、図書を借りる子どもの人数は年々減少傾向にあります。

(表7) (表8) は、第2次計画策定後5年間の市立図書館利用を表したものです。



小学生の利用率は高いものの、小学生未満や中高生の利用率は低くなっています。
交通面や安全面の関係から、子どもだけでは市立図書館利用が難しい問題もあります。

(2) 子どもと本をつなぐ人づくり

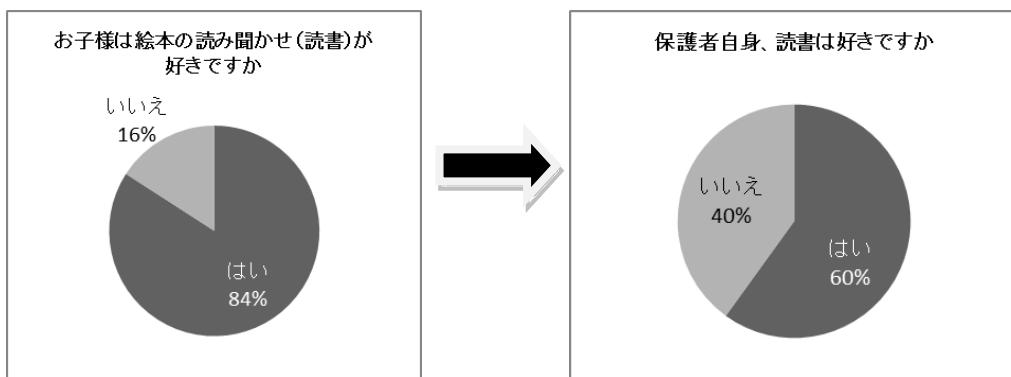
ア. 家庭で

子どもが本に親しむ一番のきっかけになる場所は、なんといっても家庭です。子どもの読書習慣には、小学生まで家庭環境に影響があると言っても過言ではありません。

(表9)によると、子どもが読み聞かせをしてもらうことが好きであっても、保護者が本を読むのが好きでない割合が高く、子どもを本好きにするには、保護者が本を好きになることが一番の近道です。

市立図書館では、ブックスタート事業時から年齢に応じた絵本のブックリストを配付したり、親子を対象にした講座・講演会・ワークショップなどの事業では、定員を超えるほどの申し込みがあるなど、以前より絵本に興味を示す保護者が増加していることがうかがえます。

(表9)「和泉市子ども子育てアンケート（平成27年度実施）」の結果より（抜粋）



イ. 地域で

現在、市立図書館では、ボランティア団体によりおはなし会等を実施されており、その活動は市立図書館のみならず、保育園や幼稚園、小学校等へ出向き読み聞かせ等に広がっています。

これらのボランティアが今後、地域の核となって地域の「読み聞かせの輪」が拡大するよう、市立図書館ではボランティアのステップアップ講座を実施しています。

ウ. 保育園・幼稚園で

保育士等は、実技講座の研修や、保育研究集会における絵本作家の講演に参加することにより、職員が絵本を読むことの楽しさを感じ、その楽しさを子どもたちへ届けるために、日々、読み聞かせを実施しています。

工. 学校で

市内全小・中学校に司書教諭を配置し、年2回の研修では、相互の学校図書館の取組などの報告や発表を行うなどして、学校図書館の方向性等について協議する機会を設けています。

また、市内全小・中学校に学校図書館支援司書を配置し、司書教諭と連携し、学校図書館の取組の充実を図ることにより、子どもの読書相談に丁寧に応じることができるなど、学校図書館支援司書は子どもと本を結びつける重要な役割を果たしてきました。

平成26年に学校図書館法の一部改正が行われ、専ら学校図書館の職務に従事する職員として、学校司書が法制化され、学校司書への研修等の実施について規定されました。

今後、国の動向を見極めながら、学校教育に期待される学校図書館のあり方の推進とともに、学校司書のあり方についても検討していく必要があります。

才. 市立図書館で

市立図書館では、指定管理者制度を導入することにより、司書の配置率が向上し、より専門性の高いスタッフを配置することができました。また、児童に対するサービスを担当する職員を各市立図書館に配置し、資料展示や壁飾り、子どもたちが読書に親しむことができるような事業を展開してきました。

2－2 連携の強化

市内では、読み聞かせボランティアが、子育てサークル、保育園・幼稚園や学校から依頼を受け、定期的に出向いて読み聞かせを実施しています。長年の実施により、信頼関係を築いてきました。市では、ボランティア団体同士についても、年1回、市立図書館で交流を含めた連絡会議を実施しています。

中学校のなかには、読み聞かせボランティアや市立図書館スタッフの指導を受け、中学生が園児たちにお話を届けているところもあります。

市立図書館では、学校図書館から依頼を受けた図書を配達しているほか、図書館見学や職場体験の受入、調べ学習出前講座など、学校への市立図書館の利用促進を図ってきました。

さらには、市立図書館が発行した図書館だよりを学校園等に配付するほか、市内の高等学校や支援学校にも送付し、情報を提供しています。

和泉市子どもの読書活動推進協議会においては、子どもの読書活動に係る関係団体や学校園、行政、市立図書館等の代表が集まり、取組事業の紹介や意見交換を行っています。

2－3 啓発活動の強化

家庭向けの啓発としては、市立図書館において、4か月児健康診査時のブックスタート事業、1歳6か月児及び3歳6か月児健康診査時のブックスタートフォローアップ事業時に、絵本の読み聞かせを行いながら絵本の有用性についての講話をを行ってきました。加えて、4か月児及び3歳6か月児健康診査時にはその年代に応じた絵本の選び方の参考になるよう絵本のブックリストも配付しています。

保育園・幼稚園においては、園だより等で保護者に対しての啓発を行い、さらには、学校図書館では、新しく入った本の紹介や学校の先生方のオススメ本の紹介など、児童・生徒が興味を持てるよう工夫した図書館だよりを発行しています。

市立図書館では、子どもの読書週間には1日図書館員を体験してもらうなど、「子ども読書の日」に因んだ事業や、子どもの読書活動について理解を深めてもらうため、定期的に講座や講演会を開催しています。また、市の広報誌に図書館だよりのページを確保し、定例行事や催しの案内を掲載し、行事を開催するときは市のSNS（ツイッターやいすみメール等）を活用するなどして積極的に啓発活動に努めています。

2－4 重点目標「地域に根付いた読書活動推進」のために

北部リージョンセンター図書室の開室に伴い、市内全ての図書館で読み聞かせボランティアが活動され、地域ごとに読み聞かせの輪が広がりつつあります。現在は、読み聞かせボランティアのステップアップ講座を実施し、地域の核となって地域に根付いた読書活動を広げてもらえるような人材の育成に努めています。

しかしながら、ボランティアに興味があるものの、高齢化や家庭の事情等によりボランティアを辞めざるを得ない方もおり、現時点では、地域ごとの連絡会までは開催できません。

継続してボランティア活動ができるよう、活動しやすい環境づくりを進める必要があります。

2－5 数値目標結果

第2次計画策定時の数値目標の結果を示します。目標達成した年度には網掛けをしています。
小学校での図書館貸出点数など目標を上回っている取組がある一方で、全体的には目標に満たない項目が多く、中でも12～14の設問については人口減少も伴っているため、第3次計画における数値目標の目標値については、それらについて留意する必要があります。

NO.	設定項目	単位	第2次 策定時 の状況	第2次 策定時 の目標	結果				
					H25	H26	H27	H28	H29
1	ブックスタート時の絵本配付率	%	97.4	100	99.9	98.6	99.4	97.4	99.0
2	未就園児を対象とした地域等での読み聞かせ回数（出前講座）	回	13	18	11	11	11	14	16
3	保育園児の家庭向けへの啓発紙等の配付回数（保育園）	回	8	12	16.9	30.4	62.0	52.6	58.2
4	幼稚園児の家庭向けへの啓発紙等の配付回数（幼稚園）	回	8	12	9.5	14.5	26.8	16.5	13.0
5	子ども一人当たりの小学校図書館貸出点数	冊	50.9	60	60.6	65.4	69.5	70.2	70.6
6	子ども一人当たりの中学校図書館貸出点数	冊	12.7	24	13.0	13.1	16.0	14.8	13.1
7	学校図書館標準を達成している学校の割合	%	35.5	100	45.2	48.4	54.8	48.4	58.1
8	自宅での小学生不読者率	%	10.3	8					13.6
9	自宅での中学生不読者率	%	36.3	33.3					47.7
10	子ども一人当たりの市立図書館蔵書数	冊	4.1	4.5	4.3	4.7	5.0	5.3	5.6
11	子ども一人当たりの市立図書館児童図書貸出点数	冊	18.8	23	17.8	15.6	17.0	17.0	16.4
12	和泉市在住小学生（7～12歳）の市立図書館貸出人数	人	6,157	6,500	5,498	4,917	4,922	4,598	4,466
13	和泉市在住中学生（13～15歳）の市立図書館貸出人数	人	1,776	2,000	1,495	1,387	1,420	1,308	1,192
14	和泉市在住高校生（16～18歳）の市立図書館貸出人数	人	1,174	1,500	1,005	1,054	1,118	1,022	963

2－6 第2次計画の成果と課題

第2次計画期間中の子どもの読書活動の状況において、取組の成果と課題をまとめます。

【成果】

- ・ブックスタート時における絵本の配付率が99.0%（平成29年度）となり、赤ちゃんが絵本に触れる機会を提供できた。
- ・保育園・幼稚園児の家庭向けへの啓発紙等の配付回数が目標を上回った。
- ・子ども一人当たりの小学校図書館貸出点数が目標を上回った。
- ・子ども一人当たりの市立図書館蔵書数が目標を上回った。
- ・中学生の学校図書館利用の割合が80%以上となった。
- ・市立図書館では、市内4圏域全てに図書館を設置することができた。

【課題】

- ・小学校低学年までは「読書が好き」や「家で読書をしている」の割合が高いが、小学校高学年からは、学年が上がるにつれ、その割合が低くなっている。
- ・保護者が本を読むのが好きでない割合が高い。
- ・重点目標であった、地域に根付いた読書活動推進に向け、より一層ボランティアが活動しやすい環境づくりを進める必要がある。

第3章 第3次計画の基本的な考え方

3－1 計画の基本理念

第2次計画の成果と課題を踏まえ、第3次計画については、次の点に重点をおき、施策の推進を検討していきます。

- ☆小学生までの子どもに、大人が一緒にになって、読書の楽しさや、読書によって得られる効果（読み解き力・思考力・想像力・表現力）を体験させる。
- ☆中学生・高校生の子どもに、自主的な読書習慣を身に付けるために、市立図書館や学校図書館において、読書への関心を高める取組を実施する。
- ⇒これらを実行し、本が大好き・和泉っ子を増やす。

3－2 計画の目標

上記の基本理念を柱として、家庭・地域・学校・図書館等が横のつながりを意識して連携し、子どもの成長に合わせて必要な読書の機会が提供できるよう、次の項目を目標といたします。

- (1) 家庭における読書活動の推進
- (2) 地域における読書活動の推進
- (3) 保育園・幼稚園等における読書活動の推進
- (4) 学校における読書活動の推進
- (5) 市立図書館における読書活動の推進
- (6) 子どもの読書活動を推進するための関係機関・団体との連携・協力
- (7) 子どもの読書活動に関する普及・啓発
- (8) 数値目標

3－3 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき策定するもので、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び大阪府の「大阪府子ども読書活動推進計画」を

基本とともに、平成25年3月策定の「第2次計画」の成果と課題の検証を行い、さらなる充実をめざし、市としての目的を実現させるための施策を実施する方向性を示します。市は、この計画の示す方向性を基に、子どもが読書の機会に恵まれ、自主的に読書活動を行い、持続した読書習慣が形成されるよう、家庭・地域・学校・図書館等などの環境を整備し、充実した読書活動ができる施策を推進します。

なお、上位計画として、平成27年11月策定の「和泉市教育大綱」及び平成28年9月策定の「第5次和泉市総合計画」があり、本計画はこの上位計画に基づき策定します。

3－4 計画の対象

この計画は、0歳から18歳までの子どもを対象とします。

3－5 計画の期間

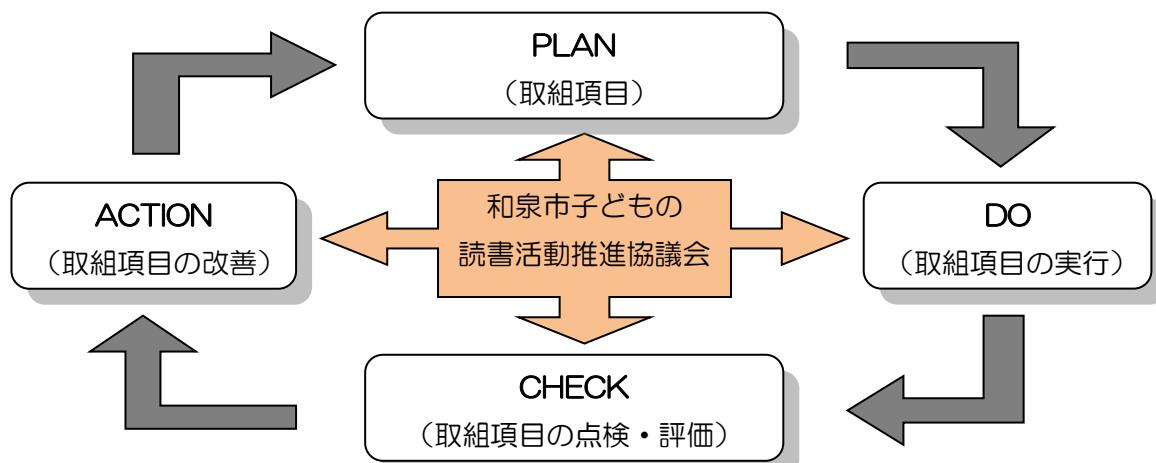
この計画は、平成31年度から概ね5年間とします。

3－6 計画の進行管理

本計画の円滑で確実な実施を図るために、本計画（Plan=プラン）に定めた取組を確実に実行（Do=ドゥ）し、その事業の実施方法・活動実績を評価（Check=チェック）し、必要に応じて見直しを図る（Action=アクション）ことが重要です。このPDCAサイクルを重視しながら、毎年、和泉市子どもの読書活動推進協議会において、本計画の進捗状況の検証など、進行管理を行います。

また、本協議会の資料及び会議録を市政情報コーナー及び市ホームページで公表します。

計画の推進にあたっては、市立図書館のみならず、学校図書館をはじめとする各関係機関・団体・部署とも連携を図りながら進めていきます。



第4章 子どもの読書活動推進のための取組

子どもの読書には、周りの環境や保護者をはじめとする子どもに関わる大人が重要な役割を果たします。

子どもの周りにいる大人が、ありとあらゆる場面で、本に触れるきっかけをつくれるような施策について、市全体で取り組んでいきます。

4－1 家庭における読書活動の推進

家庭における読書は、1冊の本を媒体にして家族が話し合う時間を持ち、絆を深める手段として重要なものです。

先にも述べたように、乳幼児においては、絵本を介して、親子のスキンシップを図りながら、言葉を獲得するきっかけにもなります。

これらのことから、家庭での読書を重要視し、家庭内で本に触れることができる機会を増やせる施策について検討していきます。

- ◆ ブックスタート事業の継続実施
- ◆ すぐすぐタイムの継続実施
- ◆ 保護者を対象とした絵本講座の実施

4－2 地域における読書活動の推進

保育園や幼稚園等に通うまでの子どもにおいては、子育てサークルや保育園・幼稚園等での園庭開放等の家庭以外の場で本に触れる機会が増え、これまで、保護者との1対1での読み聞かせから、たくさんの子どもたちと一緒に絵本に触れるようになります。また、保護者においても、他の子どもがどのような本に興味があるかなど、知るきっかけにもなります。

この機会にさらなる本の情報提供を行うことができるよう、出前講座などで読み聞かせや絵本講座を実施し、ボランティアの協力を得ながら地域に「読み聞かせの輪」を広めていきます。

また、地域文庫を推奨し、子育てサロン等での読書活動が行うことができるよう支援していきます。

- ◆ 園庭開放や親子教室時での絵本普及活動
- ◆ 出前講座の推奨
- ◆ 地域文庫の推奨・支援
- ◆ 地域でボランティアが活動しやすい環境づくり
- ◆ ボランティア等における子育てサークル活動での読み聞かせの充実

4－3 保育園・幼稚園等における読書活動の推進

保育園・幼稚園等では、保育士等が園児に読み聞かせをしたり、絵本の貸出しも行いながら、子どもの興味や関心を高め、その気持ちを家庭でも継続して持つことができるよう、あらゆる手段を通じて保護者に働きかけていきます。

- ◆ 園の蔵書の充実
- ◆ 保育士等に向けた子どもの読書に関する研修の実施
- ◆ 園だより等における絵本の紹介
- ◆ 保護者も一緒に絵本を楽しめる時間帯の設定
- ◆ 保護者を対象とした絵本講座の実施
- ◆ 市立図書館利用に支援を要する園児への読み聞かせ等の充実
- ◆ ボランティア等における園での読み聞かせの充実

4－4 学校における読書活動の推進

これまで学校図書館では、蔵書の充実や学校図書館支援司書の配置などを行ってきたことにより、随分利用が増えてきました。これらの環境は継続して充実させていくとともに、今後は、児童・生徒が自ら本を読みたいと思える環境づくりに努めていかなければなりません。

「地域における読書活動推進のための体制整備に関する調査研究」（平成27年度文部科学省委託調査）において、「友達がオススメの本を教えてくれたり貸したりしてくれたこと」や「学校で行われている読書に関する取組（一斉読書の時間など）」に影響を受けて本を読んでいるとの結果から、友達や他の人がオススメする本の展示やブックリストなど、児童・生徒が「読んでみたい！」と思える仕組みをつくり、不読者を減らす施策を検討します。

- ◆ 学校図書館の蔵書の充実
- ◆ 学校図書館のシステム化
- ◆ 学校図書館関係職員に向けた子どもの読書に関する研修の実施
- ◆ 学校司書の配置に向けた検討
- ◆ 図書館だより等での情報発信
- ◆ 読書時間の確保や読書の機会の充実
- ◆ 児童・生徒同士によるオススメ本の交換会の開催
- ◆ 居心地のよい学校図書館づくり
- ◆ 学校図書館利用に支援を要する児童・生徒への読書支援
- ◆ ボランティア等における学校での読み聞かせの充実

4－5 市立図書館における読書活動の推進

年々、市立図書館の利用者は減少傾向にあるなかで、平成29年8月に策定された「和泉躍進プラン（案）」（改訂版）に掲げている『読書環境充実事業』の施策を推進するにあたり、利用者ニーズを把握し、どうすれば市立図書館に来館してもらえるかを常に意識し、何度も行ってみたいと思ってもらえるような取組を実施していきます。

- ◆ 市立図書館の蔵書の充実
- ◆ 通帳型読書記録帳『ぶっくんつうちょう』の発行
- ◆ 子どもや親子を対象とした作家の講座・ワークショップ・講演会等の開催
- ◆ 図書による子どもの読書に関する研修への参加
- ◆ 年代別ブックリストの作成・配付
- ◆ 学校図書館等への図書の配送
- ◆ 図書館だより等での情報発信
- ◆ 図書館を使った調べる学習コンクールの継続実施
- ◆ 居心地のよい市立図書館づくり
- ◆ 市内の支援学校と連携した市立図書館利用に支援を要する子どもへの読書支援
- ◆ 市内の高等学校と連携した高校生世代への読書支援
- ◆ さわる絵本・点字図書・録音図書の充実

4－6 子どもの読書活動を推進するための関係機関・団体との連携・協力

これまでの連携は、1対1に留まることが多かったため、その一歩先を含めた読書環境をつなげていく必要があります。そのため、市の図書館担当窓口が中心となって、横のつながりを意識した体制を整えていきます。

また、子どもの読書活動推進に大きな役割を果たす学校図書館と市立図書館が連携を密にし、子どもが本好きになるための協力体制を整えていきます。

- ◆ さらなる「和泉市子どもの読書活動推進協議会」における連携体制の強化
- ◆ 学校図書館と市立図書館との協力体制づくり
- ◆ 子どもの読書活動に係るボランティア団体同士の連絡会議の開催

4－7 子どもの読書活動に関する普及・啓発

小学生の読書活動は家庭における影響を受けやすいことから、乳幼児の保護者をターゲットにした広報活動に力を入れていくとともに、あらゆる場面や機会を利用して、子どもの読書活動の有用性について周知していきます。

- ◆ 市や図書館のホームページ、SNS（ツイッターなど）を利用した情報発信
- ◆ 広報等を利用した子どもが選んだオススメ本の紹介
- ◆ 「子ども読書の日」や「子ども読書週間」を中心とした市全体での事業の実施

4－8 数値目標

第3次計画の進捗状況を確認するため、以下の目標を設定し、毎年、和泉市子どもの読書活動推進協議会にて進行管理していきます。

また、最終年度には目標を達成できるよう取り組んでいきます。

NO.	設 定 項 目	単位	現 態 (平成 29 年度)	目 標 (平成 35 年度)	担当部署
1	ブックスタート事業における絵本の配付率	%	99.0	100	健康づくり推進室・読書振興課
2	すくすくタイムの参加人数	人	1,017	1,230	市立図書館
3	子どもの読書活動に関する出前講座の実施回数	回	16	21	生涯学習課
4	市立図書館における中高生向け事業の実施回数	回	2	4	市立図書館
5	子どもへの通帳型読書記録帳『ぶっくんつうちょう』の発行部数	冊	—	11,000	読書振興課
6	図書館を使った調べる学習コンクールの応募者数	人	71	225	市立図書館
7	自宅での小学6年生不読者率	%	25.4	20.0	指導室
8	自宅での中学3年生不読者率	%	44.7	35.0	指導室

NO.	設 定 項 目	単位	現 情 (平成 29 年度)	目 標 (平成 35 年度)	担当部署
9	学校図書館図書標準を達成している小学校の割合	%	57.1	67.0	教育総務室
10	学校図書館図書標準を達成している中学校の割合	%	60	70	教育総務室
11	市立図書館における子どもの定例行事の参加者数	人	4,003	4,130	市立図書館
12	子ども1人当たりの市立図書館貸出冊数	冊	8.4	10.0	市立図書館
13	子ども1人当たりの小学校図書館貸出冊数	冊	70.6	72.0	指導室
14	子ども1人当たりの中学校図書館貸出冊数	冊	13.1	16.0	指導室
15	子どもの市立図書館利用者率	%	23.9	24.3	市立図書館
16	小学生の市立図書館利用者率	%	38.4	38.9	市立図書館
17	中学生の市立図書館利用者率	%	19.5	19.7	市立図書館
18	高校生の市立図書館利用者率	%	14.6	14.8	市立図書館
19	市立図書館から小学校への団体貸出冊数	冊	18,163	19,000	市立図書館
20	市立図書館から中学校への団体貸出冊数	冊	943	1,000	市立図書館

資料

1 和泉市子どもの読書活動推進計画策定委員会規則

○和泉市子どもの読書活動推進計画策定委員会規則

平成 24 年 7 月 11 日

教委規則第 13 号

改正 平成 28 年 8 月 24 日教委規則第 17 号

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市附属機関に関する条例（昭和 32 年和泉市条例第 43 号）第2条の規定に基づき、和泉市子どもの読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担任事務)

第2条 委員会の担任事務は、次のとおりとする。

- (1) 和泉市子どもの読書活動推進計画（以下「計画」という。）策定のための調査に関すること。
- (2) 計画の策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか計画策定のために必要な事項に関すること。

2 委員会は、計画の策定に当たっては、過去に策定済みの計画の趣旨を尊重するものとする。

(組織等)

第3条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 関係団体の代表
- (2) 子どもの読書活動に係る図書館ボランティア代表
- (3) 学識経験者
- (4) 公募による市民
- (5) 保育園園長会代表
- (6) 幼稚園園長会代表
- (7) 小学校、中学校及び義務教育学校司書教諭
- (8) 市内の高等学校図書館関係教職員
- (9) 市内の支援学校図書館関係教職員
- (10) 市の職員

(平 28 教委規則 17・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画が策定された日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任されていない場合その他委員長が招集できない場合は、教育委員会が招集する。

2 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、読書振興担当部署において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年教委規則第17号）抄

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 和泉市子どもの読書活動推進計画策定委員会名簿

区分	役職	所属団体等	氏名
1号委員		和泉市子育てサークル ネットワーク推進協議会	弓削 任代
		和泉市PTA協議会書記	岩本 正紀
2号委員		子どもと本をよむ会 「青い鳥」代表	前山 紀代美
3号委員		元府立図書館司書	脇谷 邦子
	委員長	京都産業大学教授	大平 瞳美
5号委員		国府第二保育園園長	青木 洋子
6号委員		国府幼稚園園長	田中 充己
7号委員		和氣小学校教諭	池宮 さおり
		石尾中学校教諭	井之上 永子
8号委員		大阪府立和泉総合高等学校実習教員	伊藤 祥
9号委員		大阪府立和泉支援学校教諭	白間 莉緒
10号委員	副委員長	こども部こども未来室 こども支援担当課長	紀之定 覚
		学校教育部指導室 指導担当課長	大野 浩昭

※4号委員（公募による市民）は欠員

3 和泉市子どもの読書活動推進計画策定委員会開催日及び内容

日付	内 容	主 な 案 件 等
平成29年11月2日	第1回策定委員会	委嘱状・辞令交付 これまでの経過説明 策定方法について 等
平成30年6月21日	第2回策定委員会	第2次計画の進捗状況について 第3次計画（素案）について 等
平成30年10月17日	第3回策定委員会	第3次計画（素案）改訂版について 等
平成30年10月29日	第4回策定委員会	第3次計画（素案）改訂第2版について 等
平成31年1月5日～ 1月31日	パブリックコメント 募集期間	広報・ホームページにて周知 各図書館・市政情報コーナーにて設置
平成31年2月13日	第5回策定委員会	パブリックコメントの結果について 第3次計画（素案）最終版について 等

第3次和泉市子どもの読書活動推進計画

～本が大好き・和泉っ子～

平成31年3月発行

発行 和泉市教育委員会
〒594-8501
大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

編集 和泉市教育委員会事務局 生涯学習部 読書振興課